

# 青森県報

第二百七十五号

令和三年  
二月二十四日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 保安林の指定解除……………(林 政 課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) ……二
- 道路の供用の開始……………( 同 ) ……三
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域  
県民局) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域  
県民局) ……三
- 右 同……………( 同 ) ……四
- 右 同……………(下北地域  
県民局) ……四

### 公 告

## 告 示

### 青森県告示第百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規

定により公示する。

令和三年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所		廃止年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会	社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会	上北郡おいらせ町下前田一五八の一	居宅介護	おいらせ町社会福祉協議会居宅介護事業所	上北郡おいらせ町下前田一五八の一	令和三年三月三十一日
社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会	社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会	上北郡おいらせ町下前田一五八の一	重度訪問介護	おいらせ町社会福祉協議会居宅介護事業所	上北郡おいらせ町下前田一五八の一	〃
COLOR合同会社	COLOR合同会社	十和田市稲生町一九の三五〇一号室	就労移行支援	ルミエール	十和田市大字赤沼二赤沼	〃

### 青森県告示第百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和三年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 保安林の所在場所

- 一 西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎八二の一・八二の五七・八二の五九・八二の六〇・九七の一・九七の二・一二〇の一(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、一二四の五、字下清水崎一七三の二八四、一七三の二八七

#### 二 保安林として指定された目的

火災の防備  
保安林解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び鱒ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和三年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字小田野沢字浜通五七 二本柳 高男 下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の三五〇 二本柳 松三郎	白糠区域及び小 田野沢区域 白糠漁業協同 組合の地区及 び小田野沢漁 業協同組合の 地区	内水面以外の水 面において底建 網を水中に定置 して営む漁業で あつて、乙の地 区が、この漁業 区が行う漁業

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	
1	県 道	蒔田五所川 原線	後	前
			五所川原市金木町浮洲三三四九の二まで	五所川原市金木町浮洲四三二二から 五所川原市金木町浮洲三四九の二まで
			敷地の幅員	敷地の延長
			一〇・一〇〇メートルまで	四二一・〇〇メートル
			二二・二〇〇メートルまで	四二一・〇〇メートル
			備考	

青森県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年三月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

北津軽郡中泊町大字小泊字下前二一五 赤石 雅重	下前区域 下前漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業であ つて、主として いかつり漁業
北津軽郡中泊町大字小泊字下前二の二 永坂 直久	風間浦第三区域 風間浦漁業協 同組合の地区 のうち、大字 蛇浦の区域	主として小型定 置漁業
下北郡風間浦村大字蛇浦字新釜谷二六の五 富岡 武喜		
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷二五の二 木下 尚		

2	県道	水喰野辺地線	上北郡東北町字横沢山三〇七の一から 上北郡東北町字横沢山国有林一〇九二林班い小班まで	後	前	前
				五〇・三三メートルまで	一・二・六〇メートルから 五〇・三三メートルまで	二・一・三七メートルから 二一・一八メートルまで
				二、〇九〇・〇〇メートル	二、〇九〇・〇〇メートル	三、二六一・九〇メートル

青森県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年三月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道戸来十和田線	十和田市大字滝沢字道ノ上一四の一 十和田市大字滝沢字道ノ上一二の一	令和三・二・二四
県道蒔田五所川原線	五所川原市金木町浮洲四三二から 五所川原市金木町浮洲三四九の二まで	〃
県道鶴ヶ坂千刈線	青森市大字石江字江渡五二の二〇から 青森市大字石江字江渡五二の四〇まで	〃

青森県告示第百十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

後	前	前
五〇・三三メートルまで	一・二・六〇メートルから 五〇・三三メートルまで	二・一・三七メートルから 二一・一八メートルまで
二、〇九〇・〇〇メートル	二、〇九〇・〇〇メートル	三、二六一・九〇メートル

令和三年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名	届出事項	期	間	場	所
尻労	発起人の住所及び氏名	令和三年二月二十四日から 同年三月十日 まで			尻労漁業協 同組合
	下北郡東通村大字尻労字天神林三九の一 吉野 正男 下北郡東通村大字尻労字尻八の二 向井 祐樹 下北郡東通村大字尻労字小倉一〇の四 林 孝志				

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 高田プラント株式会社  
 二 代表者の氏名 高田秀明  
 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字鷹架字向田一の四四  
 四 許可番号 青森県知事許可(般―一)第一四九二六号  
 五 取消年月日 令和三年二月三日  
 六 取消しに係る建設業の許可  
 塗装工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可  
 七 取消しの原因となった事実  
 令和三年一月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社サトムラ  
 二 代表者の氏名 里村隆雄  
 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字赤沼字下平二六三の四三  
 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一四七七八号  
 五 取消年月日 令和三年二月三日  
 六 取消しに係る建設業の許可  
 解体工事業に係る一般建設業の許可  
 七 取消しの原因となった事実  
 令和三年一月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社にしいろガーデン  
 二 代表者の氏名 澤田綾子  
 三 主たる営業所の所在地 むつ市赤川町四の五四  
 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第六〇〇二二二号  
 五 取消年月日 令和三年一月二十五日  
 六 取消しに係る建設業の許可  
 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可  
 七 取消しの原因となった事実

令和三年一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
 青森市長島一丁目一番一号  
 青 森 県

(印刷所・販売人)  
 青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
 定価 小口一枚二付十五円